

# 私立大学における 障害学生支援の課題の共有

日本学生支援機構 客員研究員

船越 高樹

(国立高等専門学校機構本部 特命准教授／学生参事補)

# ● 私立大学の対応状況

対応要領等

専門委員会の設置

紛争防止、解決等に関する調整機関

障害学生支援担当部署の設置

障害学生支援専任担当者の配置

国立・公立と比較し  
対応の遅れは否めない。

Cf) 柏倉先生 基調講演

何が課題になっているのか？どうすればよいのか？

# ● いろいろな大学を回ってどんなケースがあったか？（共通）

## ● 合理的配慮提供が努力義務だったことによる弊害

- －義務化されたら対応しようと思われていた。
- －障害学生は国公立に任せればよいという認識があった。
- －とりあえず近隣大学の様子を見ようと積極的なアプローチがなかった。
- －積極的な取り組みの必要性は認識されていたが、良好な対応が評判になれば、障害学生が集まるので、努力義務の範囲になるよう、やりすぎないように上層部から注意を受けた。
- －入学前相談時に「私大は努力義務なので」と入学希望者に話す。支援の限界を示した上で、それ以上は求めないと念書を書かせて入学を許可。
- －努力のしようもないくらい、予算も人的リソースも足りない。どうしようもない。

# ● いろいろな大学を回ってどんなケースがあったか？（共通）

## ● 私立大学の多様性によると思われる弊害

- － 宗教教育を柱としている大学。宗教思想から共助・慈愛・救済は当たり前、特別なことをしなくても全教職員が当たり前のように対応できるはずと、担当教職員の経験に委ねられ、専門性を要する支援が十分にできない。
- － 単科大学に近い大学。障害学生支援に関する知見のある教員がいない。専門スタッフを雇用する予算はない。
- － 大学全入時代。  
知的障害領域にあると思われる学生が多数入学しているがいろいろな困難さが。
- － 実習が多い専門職養成系の大学。  
理事会で、障害学生を増やさないための対策が真剣に検討されている。

# ● いろいろな大学を回ってどんなケースがあったか？（大規模）

## ● 比較的規模が大きい私立大学にみられる課題

- － 国立と違い、障害学生支援担当として教員が雇用されることはない。
- － 予算はあるはずなのに、担当職員の待遇が悪のまま。  
年次更新の任期付き、給与は低水準。高い専門性を求められるのに…。
- － 在学生の居住地が広範囲に及ぶ。  
地域連携と一言で言っても、対象自治体が多すぎて、難しい。
- － キャンパスはたくさんあるのに、担当者を増員しない。  
曜日ごとに勤務地を変える対応を強いられている。
- － 就職率向上は私大経営の「要」。  
一般就労で成果を上げてほしいという経営層からの圧力がある。

# ● いろいろな大学を回ってどんなケースがあったか？（小中規模）

## ● 比較的規模が小さい私立大学にみられる課題

- － 専門スタッフなんて絶対に雇えない。保健、奨学金、就職、障害学生支援…全部一人の事務職員が回している。
- － 規模が小さすぎて、心理カウンセラーも置けず、保健室すら置けない。
- － 理解・啓発のための研修すらできない。
- － 前理事長は障害学生の受け入れに積極的だったが、新理事長は大学のイメージを損ねると、支援部署を閉じてしまった。
- － 障害学生支援関連の助成金が収入の大きな柱になっている。積極的に障害学生の受け入れを進めるようになったが、留年が多く、進級だけさせても卒業まで至らない学生も多いのが実情。

# ● 今後体制整備・強化に向けて何ができるか？（Ⅰ）

## ● 私大の多様な学びを障害学生にも広げる。多様性が多様な価値を生む

－SDGsの基盤…

もう改めて言うまでもない（ですよね？）

## ● 「建学の精神」にもう一度立ち返ってみる

－障害学生支援を強化する方向の文言がほぼすべての「建学の精神」にみられる。真に「建学の精神」に則った教育を実践するのが私大の使命。（ですよね？）

## ● 少子化はさらに進む。 学生を選ぶ大学から、学生に選ばれる大学へ

－その大学で学びたい！と願う、力のある若者に、学ぶ機会を提供できないのは、教育機関として残念、悲しいこと。（ですよね？）

# ● 今後体制整備・強化に向けて何ができるか？（2）

## ● 大学単体の努力は有限！地域ネットワークの活用、活性化を！

- － 同地域内で私学は学生募集においてはライバル？  
それでもノウハウと社会資源の共有は互いに利が多い。
- 国公立（今後は専門学校も）のネットワークへの参画を。

## ● 産学連携の視点を強化する。

- － 義務化されるのは、民間企業も！支援策を知りたいという企業は多数。少子化！  
労働人口減！障害の有無にかかわらず、若者を雇用したいという企業は多い。
- （例）専門職養成課程のある大学を中心に共同研修会などを実施している大学も。

## ● 専門職員をどう確保するか？

- － 専門職雇用が難しい地域もある。  
属人的な契約ではその人と合わない学生の支援が滞ることも。
- （例）国立高専で進めているのが SSWのB to B契約 ※社会福祉士会と機関契約

# ● 障害学生支援は私大経営の新たな強化策！ 経営層をどう説得するか？

障害学生支援は  
「個別最適な学び」  
の最たるもの



学びのUDなどの視点は、  
教育の質保証  
教育の高度化  
の基礎固めにつながる。

コロナ対応の先例は  
障害学生支援では  
すでに当たり前なのが  
たくさんあった



遠隔授業、遠隔面談…  
ICT活用、ATに関しては  
障害学生支援が先導している。  
ノウハウの共有を！

障害者支援の分野でも  
地域社会に不可欠な  
社会資源足りうる！



地域社会を  
支える・育てる・変える  
それができるのも  
大学の素晴らしさ！

合理的配慮提供を着実に、確実に実施しなければならないという前提を確認しつつ、  
私立大学の総合力アップのための強化策として、積極的に取り組んでほしい！